



2006年8月21日

各 位

大日本住友製薬株式会社
大阪府中央区道修町二丁目6番8号
(コード番号) 4506
(上場取引所) 東京、大阪、名古屋
(問合せ先) 広報部長 橋本 治
(06-6203-1407)

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
(コード番号) 4005
(上場取引所) 東京、大阪
(問合せ先) IR・広報部長 下田 尚志
(03-5543-5102)

ファイザー社との訴訟に関する和解のお知らせ

大日本住友製薬および住友化学は、アムロジンのライセンス契約に関するファイザー社 (Pfizer Ltd.および Pfizer Corp.) との訴訟につきまして、このたび同社と和解することで合意いたしましたので、お知らせいたします。

大日本住友製薬が製造・販売するアムロジン (一般名: ベシル酸アムロジピン) に関し、ライセンサーであるファイザー社は、2005年11月17日、大日本住友製薬および住友化学両社を被告として、旧大日本製薬と旧住友製薬の合併によりライセンス契約が消滅したとの理由から、それに伴う特許侵害による損害賠償や同製品の製造・販売の中止などを求めた訴訟を東京地方裁判所に提起しました。これに対して、大日本住友製薬および住友化学は、ライセンス契約上の地位確認のための反訴を、2005年12月15日に同裁判所に提起しておりました。

また、ファイザー社は、英国においてもアムロジンに関する諸資料の返還および製造・販売の差止めなどを求める訴訟を提起しておりました。これに対し、大日本住友製薬および住友化学は、英国裁判所の裁判管轄権の不存在等の申し立てを行いました。本年6月16日、英国高等法院は裁判管轄権を行使しないとともに、同ライセンス契約に対する合併の法的効果については日本国の法律に基づき判断すべきとの判決を下しました。

その後、東京地方裁判所における審理が進んでおりましたが、このたび4社間で以下の内容で和解することに合意いたしました。

1．ファイザー社、大日本住友製薬および住友化学は、日本および英国で提起した全ての訴訟を取り下げる。

2．ファイザー社と大日本住友製薬は、アムロジンに関して旧住友製薬が有していたものと同じの権利・義務を規定した新しいライセンス契約を締結する。

3．ファイザー社と大日本住友製薬および住友化学の間には、本件和解に伴う和解金等の金銭の授受はない。

今回の和解により、大日本住友製薬は、これまでどおりアムロジンの製造・販売を継続してまいります。従いまして、大日本住友製薬および住友化学の業績に与える影響はありません。

以上